

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（周波数の範囲等）

第五十九条 次の各号に掲げる通信設備は、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

一 電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、一〇 kHzから四五〇 kHzまでの周波数 を使用するもの 又は 定格電圧一〇〇ボルト若しくは二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ若しくは六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用し、かつ、同条第二項第二号に規定する分電盤から負荷側において二一 MHzから三〇 MHzまでの周波数を使用するものであること。

二 （略）

2・3 （略）

附 則

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

現 行

（周波数の範囲等）

第五十九条 次の各号に掲げる通信設備は、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

一 電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、一〇 kHzから四五〇 kHzまでの周波数又は同条第二項第二号に規定する分電盤から負荷側において二一 MHzから三〇 MHzまでの周波数を使用するものであること。

二 （略）

2・3 （略）